

北九州地区労連ニュース

2021年2月号 No. 172

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
 あきらめずに電話して下さい
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン
093-921-0747
 k_roren@ybb.ne.jp

北九州春闘共闘連絡会総会方針確定

2021年2月5日に予定していた春闘総会は、緊急事態宣言の状況下、書面決議としました。本来であれば加盟組合が、コロナ禍の中どのような春闘を展開しているのか交流し、相互に深め合うところでしたが残念です。加盟組合の承認を得ましたので方針の確定を報告します。はがき集約の中に春闘報告を記入するようにしています。中には「無観客営業等で丸1年皆と会えていないので…」組合としてではないですがベースアップするにも会社のたくわえが…」など切実な声が聞こえてきています。今後は、メーデーそして街角相談の取り組みの中で交流していこうと思います。

21春闘スローガンは、「格差なくし、8時間働けば誰もが人間らしくくらしをさせる公正な社会へ転換せまる21国民春闘」
 1. コロナ禍 労働組合で元気に声あげ変えよう
 2. 九州でたたかわれているすべての争議の早期解決を！
 3. 春闘方針の重要なポイントは、公正な社会へ転換せまる「4つのつくる行動」として
 4. 賃金大幅引き上げ・底上げで、誰もが人間らしくくらしを「生活をつくる」
 5. 安定雇用と労働時間規制で人間らしく「働くルールをつくる」
 6. いのちが守られ安心してくらしを「医療・社会保障と公共体制をつくる」
 7. 改憲を阻止し、「憲法がいかにされる社会をつくる」
 8. 3つのアプローチとして、
 9. アプローチ1「格差の見える化」アプローチ2「組織強化・拡大」アプローチ3「総選挙で変える」を提起しています。
 10. 21国民春闘のたたかいは、
 11. コロナ下の春闘である



昨年度総会より

り「諦め」とのたたかいかいでもあります。「コロナ禍だから」仕方がないからみんな「変える」春闘です。「職場での団体交渉」と「社会運動」の両方をしっかり成功させることが重要です。職場の声や格差の実態、労働組合の見える化を図り世論形成をするうえで、街頭で声を挙げることを重視します。

3月10日の全国統一いっせい回答日を目指し共に頑張りますよう！

春闘要求の前進を目指す全国統一行動は、3月12日(金)18時〜小倉駅

雨あがり

先日、女性ばかりの会議で森会長の女性蔑視発言が話題に。「ある番組でね、『私が一人で忙しく食器を洗っている間、夫はソファでふんぞり返ってテレビに向かい森さんを批判している。自分の事はわかってない。』っていう視聴者の声があった、我が家も全く一緒だっと思ってたんだよ。」との話に、「そう！そう！」と皆共感。「でもね、その話を娘にしたら、『そんなお父さんにしたのはお母さんやろ』と言われて…」と続き、「そっかもね…」と考え込んだ。そう、これは森さんだけの話ではない。私たちは生まれてきた直後から、女の子、男の子として育てられ、無意識のうちに刷り込まれてきた。そしてまた、無意識のうちに子どもたちをそのように育てているのではないか。時間がかかるかも知れないが、この機会に皆が自分の事としてジェンダー平等を意識して変わっていかないと、日本はずっとこのままだと思う。

この日の会議は決めることをさっさと決め、1時間もかからずに終了。「女性ばかりでも早く終わるときは早く終わるよね」と皆で爆笑して解散した。

(責)

地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。

地区労連ニュースで5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



会計監査 仲築間 省三
(年金者組合)



幹事 戸田 千泉
(地域ユニオン)



幹事 中村 忠徳
(ポポロ労働組合)

今回、幹事から会計監査担当になりました。よろしくお願いたします。

地区労連幹事になり、数年経過しました。

【年金支給なぜ0.1%減額】厚生労働省は2021年度の年金支給額を0.1%減額すると発表しました。新型コロナウィルス対策として菅政権が進めた「G.O.T.O.ト ラベル」事業が物価を押し下げたことも要因となつていま

このコロナウィルスで、今までの働き方にネットワークを活用した、新たな働き方が加わるかもしれません。

す。コロナ禍がいつ収束するかわからない中高齢者は「感染しない・させない」ために自制し、慎重な行動で頑張っています。

時代の流れで働く環境が変わっても、誰もが安心して生活できることが1番だと思っています。

年金者組合は、物価と賃金の変動がたとえどのような場合であっても、コロナ禍のもとでの公的年金改定は、絶対に引き下げをしないことを強く求めます。

今年の春頃からコロナウィルスのワクチンが接種でき、昨年より、活動の制限がなくなるのではないかと思っています。

昨年参加できなかった分、今年は参加していきたいと思っています。

現在、北九州争議団共闘会議の議長をしています。使用者の不法行為による解雇、賃金未払い、パワハラ等から労働者の生活と権利を守るために毎月の定例役員会をはじめとして団体交渉や裁判で闘っています。今後、一年間は北九州埠頭の増田保子さんの雇止め撤回の裁判で勝利するため頑張りますのでよろしくお願いたします。



会計監査 菊谷 愛
(福建労北九州)

福建労北九州支部で書記局歴9年の菊谷です。地区労連に

は、学習会や評議員会の出席、宣伝行動などの運動に参加し関わってきました。様々な争議や活動を繰り広げる運動の中心を担う地区労連の会計監査 1年間頑張りますので、よろしくお願いたします。



全労連の「変えるチラシ」を地域に5,000枚配布しました。

2021年 国際女性デーのとりくみについて
北九州全体で小倉駅前宣伝、決定しました!

各地区実行委員会の皆様、お疲れ様です。
コロナ禍の中迎える3・8国際女性デーのとりくみについて、2月12日に北九州実行委員会を開催し、各地区の意見を持ち寄った結果、今年は北九州全体で宣伝を行うことにしました。
一年以上続いているコロナの影響で、多くの女性が職を失い、家庭でのDVも深刻な状況であり、女性の自殺も増加傾向にあります。また、森元五輪・パラリンピック組織委員会会長の発言でジェンダー平等への関心も高まっています。実行委員会でも横断幕を用意しますが、各団体からも横断幕やプラカードなどを用意し、春一番の国際女性デーらしい、華やかで元気な宣伝行いましょう。
また、全体での宣伝の他、各地区での集会等を行う場合は、感染防止に配慮しながら実施しましょう。

記

1. 日時 2021年3月7日(日) 13:00~
2. 場所 小倉駅南側デッキ
※駐車場代・交通費の補助あります



※今年は中央の裏会はYouTubeで生配信されるようです。
3月8日(月) 18:00~19:30
https://youtu.be/ir6MV8DF_Dc

国際女性デー北九州実行委員会
実行委員長：三浦さと子(新婦人)
事務局：真島 裕子(市職労)
090-2588-7635

労働法コラム 第73回

フードデリバリーサービス配達員は労働者？



黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

1 コロナ禍の外出自粛、飲食店の時短営業の影響で、フードデリバリーサービスを利用する人が増えていきます。中でも、飲食店の従業員が配達するのではなく、スマートフォンアプリ等を利用して、飲食店で料理を注文し、アプリを運営する仲介業者が、近くにいる登録配達員に配達を依頼し、それに応じた配達員が客の自宅等に注文した料理を配達するというサービスを

が多く利用されるようになっていきます。

2 ところで、フードデリバリーの途中に配達員が通行人に怪我を負わせてしまったり、逆に配達員自身が怪我をしてしまった場合、誰が責任を負うのでしょうか。また、事故で怪我をした配達員に労災保険の適用はあるのでしょうか。

3 配達員と仲介業者の間の契約が労働契約であれば、配達員は「労働者」として、労災保険の適用を受けたり、怪我を負った通行人は使用者である仲介業者に対して、使用者責任に基づき治療費等の損害賠償を求めることができま

一方、配達員と仲介業者の間の契約が請負契約であれば、原則として配達員に労災保険の適用はなく、怪我をした通行人も、仲介業者に使用者責任を追及することができなくなります。

労働契約と請負契約の違いは、労働契約は、労働者（配達員）が使用者（仲介業者）の下で使用者の指揮命令に従って仕事をしているのに対し、請負契約は、

仲介業者が個人事業主である配達員に仕事を依頼し、配達員がこれを行うというもので、簡単に言えば、配達員と仲介業者に上下関係がなく、配達員が仲介業者から独立して自らの判断で仕事を行うという点にあります。

4 では、形式的には請負契約とされていても、実質的に見たときにはどうでしょうか。配達員に労働者性を認めることは出来ないでしょうか。

労働者性が認められるかは、仕事の依頼に対して諾否の有無、仕事の内容や進め方の決定についての自由の有無、時間的場所的拘束性等を判断し、配達員が仲

介業者の指揮命令下にあると言えないかを実質的に判断することになります。

この点、仲介業者から配達員に仕事依頼があった場合、配達員の応答率が一定率を下回ると次の仕事が回ってこなくなったり登録を抹消される仕組みになっていけば、配達員は依頼に応じざるを得ず、依頼の諾否に対しての自由は実際にはないと言えます。また、配達物や配達先、配達までの時間等の決定に自由がなかったり、報酬の決め方も仲介業者が配達距離等で一律に決定するもので、配達員が顧客と個別に交渉する余地がないようなものであれば、配達員に裁量があるとは言いがたいでしょう。また、当然、配達の際には、時間的場所的拘束も受けることになりま

す。このような実態を見れば、形式的には請負契約で

あったとしても、配達員に労働者性を認める余地は十分にあると思います。

5 なお、諸外国でもフードデリバリー配達員の労働者は社会問題となっており、フランスでは、2016年に、直接的に雇用関係がなくても労災保険や団体交渉に應じることを認め法律を制定するなど、一定範囲において労働者性を認め、法的保護を与えています。

6 今後、フードデリバリーサービスを利用する人が増えれば、それに伴い、配達員の地位をめぐる問題も大きくなっていくことは必然なので、この点をフォローするための法整備が必要だと感じます。

